

高知県立消費生活センター

# 地域見守り情報



第197号

## 18歳から 大人!

民法改正により今年の年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は未成年者取消権の行使ができなくなります。そのため、法律による保護がなくなったばかりの18歳・19歳が悪質商法のターゲットになるのではないかと懸念されています。新成人がトラブルに巻き込まれないよう情報を共有し、注意を促しましょう。

### 【こんなトラブルに注意!】



#### 定期購入

契約内容・解約条件・解約方法をしっかり確認しましょう!証拠を残すため事業者に連絡した記録を残しましょう!

#### 美容医療

効果だけでなく、リスクや副作用などについても知り、納得した上で自分で選択しましょう!その美容医療は「今すぐ」必要?最後にもう一度、確認しましょう!



#### 儲け話 (情報商材、

マルチ商法、暗号資産等)

投資には必ずリスクがあります。クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない!被害者の立場から加害者に(友達を失うことに)なってしまうことも!



©KANAGAWA2013

契約や買い物で「困ったな」と思ったら

「消費者ホットライン」☎ **188** (いやや)



365日年中無休

- ★うまい話はうのみにせず、きっぱり断りましょう。
- ★「販売目的隠匿」「説明不足」「クレジット・サラ金強要商法」など、問題のある販売方法・手口も目立ちます。
- ★クーリング・オフや消費者契約法など、消費者の味方になるルールを身につけましょう。
- ★困ったときには一人で悩まずに、家族や消費生活センター等に相談しましょう。

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999